

# 飲酒運転は尊い命を奪うことも プロのドライバーとして再度自覚を

重大事故の要因となる飲酒運転は、絶対にやってはいけない行為です。尊い命を奪い、厳しい罰則・処分が科されるなどその影響は計り知れません。そこで今回は、飲酒による運転への影響と処分の重さについて紹介します。

## 勤務8時間前の飲酒は厳禁

アルコールには脳の働きをまひさせ、安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などを低下させる作用があります。具体的には、「気が大きくなり速度超過などの危険な運転をする」、「車間距離の判断を誤る」、「危険の察知が遅れ、ブレーキペダルを踏むまでの時間が長くなる」など事故の危険性を高めます。

また、体内に入ったアルコールはすぐには消えません。一般に、体重60キログラムの人が500mlの缶ビールを飲んだ場合、アルコールが消えるまでには3～4時間かかるといわれています。つまり、3本の缶ビールを飲んだ場合には、8時間が経過してもアルコールは消えないこととなります。その点に留意して勤務8時間前の飲酒は絶対にしないでください。

## 飲酒運転は悪質な犯罪行為

飲酒運転（酒酔い運転・酒気帯び運転）は、極めて悪質で危険な犯罪行為です。万一ドライバーが飲酒運転をして重大事故を起こせば、尊い命を奪う可能性があります。当然、ドライバーには重い処分・罰則が科されます。また会社が飲酒行為を容認していた場合や、飲酒運転防止への指導が不十分であった場合などは、会社も事業停止や自動車使用禁止などの厳しい処分を受けることになり、荷主企業からの信頼、社会的な信用を失い、経営に重大な影響を及ぼすでしょう。ドライバーの皆さんは、飲酒運転が取り返しのつかない事態になることを再度認識してください。

## 「二日酔い」でも厳しい処分・罰則

「二日酔い」でも酒気が残っていれば「酒気帯び運転」になります。厳しい処分・罰則が科されますので、「二日酔い」を甘く見てはいけません。

休憩時や仮眠前も厳禁です。特に仮眠前は寝つきをよくするために飲酒するドライバーもみられますが、仮眠前の飲酒は「酒気帯び運転」の原因になるだけでなく、それが習慣化すると「アルコール依存症」につながる危険もあります。したがって、たとえ少量でも仮眠前には飲まないようにしてください。



## 飲酒運転はドライバーに厳しい処分

飲酒運転をしたドライバーに対する罰則・処分は、懲役や運転免許の取り消しなど下記のように厳しいものとなっており、その結果、解雇や失業、さらに家庭崩壊を招くケースも珍しくありません。

また指導監督が不十分であった会社に対しても、事業

停止などの処分が科せられ経営破たんという事態も起こりえます。ドライバーの皆さんは「飲酒運転は絶対にしない!」という強い意志を持つことはもちろん、運行管理者の方も指導の徹底を図り飲酒運転の根絶を目指してください。

## 飲酒運転はドライバーに厳しい処分

### 事故を起こさなくても違反だけで

#### 酒酔い運転

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で運転すると

**5年以下の懲役 または  
100万円以下の罰金**

〈違反点数と行政処分〉

**35点** 免許取り消し※  
(欠格期間3年)

※上記行政処分は、前歴が0回の場合。

### 飲酒運転で人身事故を起こすと

#### 危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと

〈死亡事故〉  
**1年以上20年以下の懲役**

〈負傷事故〉  
**15年以下の懲役**

- アルコールの影響により正常な運転ができない恐れのある状態で人身事故を起こすと

〈死亡事故〉  
**15年以下の懲役**

〈負傷事故〉  
**12年以下の懲役**

#### 酒気帯び運転

**3年以下の懲役 または  
50万円以下の罰金**

〈違反点数と行政処分〉

呼気1リットルにつき  
0.25mg以上 **25点** 免許取り消し  
(欠格期間2年)

呼気1リットルにつき  
0.15mg以上0.25mg未満 **13点** 免許停止  
(90日)

#### 過失運転致死傷 アルコール等影響発覚免脱罪

飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をした  
り、その場から逃げて酔いを覚ましたりするなどの  
行為をした場合

**12年以下の懲役**